

台風26号被害状況 (10月25日11時現在)

被害名	件数	被害地域
床上浸水	380棟	茂原、八千代、早野、長清水、緑町、八幡原、中部、新小轡など ※引き続き調査中
床下浸水	539棟	茂原、八千代、早野、長清水、緑町、八幡原、中部、新小轡など ※引き続き調査中
家屋一部損壊	15棟	南吉田、茂原、上太田、下永吉など
道路損壊	13力所	長尾、山崎、石神、綱島、緑ヶ丘、大沢など
道路冠水	47力所	八千代、中部、中の島、早野、大登、高師、茂原、本納、法目など
がけ崩れ	10力所	庄吉、綱島、真名、上太田など
倒木	37力所	早野、下永吉、緑ヶ丘、弓渡など
農林業	林道、ため池、水路、食用菜花・花栽培ハウス等 約3,036万円	
商工業	被害額：調査中	
その他	交通機関：外房線の上下線一部運休	
	停電：約919戸	
	堤防越流：八千代2丁目、3丁目、茂原など	
	公共施設：八丁寺住宅47棟(150戸) 浸水被害(床上) 水没 下水処理場沈砂池 水没 東部台文化会館 天井板一部落下	
文教施設：一部破損＝本納中学校、新治小学校、豊岡幼稚園など 浸水被害＝図書館、中央公民館、市民会館		

避難の状況

避難所開設(最大33力所)	図書館を除く全ての二次避難所
避難者数(最大192人)	早野中学校105人 茂原小学校50人 中央公民館10人 五郷福祉センター8人 五郷小学校7人 西小学校7人 市民体育館3人 本納公民館2人

河川周辺の約5,300世帯に避難勧告

～台風26号の被害甚大～

茂原市に大きな傷跡を残した台風26号(10月16日)の豪雨(総雨量278ミリ長生土木調)により、市内を流れる一宮川や豊田川などが氾濫し、919世帯(10月25日調)が床上・床下浸水したほか、道路の損壊やがけ崩れが発生し、図書館や中央公民館など公共施設にも大きな被害をもたらしました。



▲豊田川の氾濫によって一時通行止めとなった昌平町通り



▲被害の大きかった地区を視察する森田知事と田中市長



▲広範囲にわたり冠水した八千代通り

災害援護資金の貸付制度

対象	家財の3分の1以上の損害	
実施主体	千葉県市町村総合事務組合	
貸付限度額	150万円	
貸付条件	所得制限	世帯人員 総所得金額(給与所得控除後の額)
		1人 220万円
		2人 430万円
		3人 620万円
		4人 730万円
5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加算した額		
利率	年利3%	
据置期間	3年 特別の場合 5年 据置期間中無利息	
償還期間	10年 据置期間を含む	
償還方法	年賦または半年賦返済	
お問い合わせ	市社会福祉課(7階) ☎(20)1571、FAX(20)1605	

中小企業に対する災害融資制度

対象	千葉県信用保証協会の信用保証の対象となる業種で、1年以上同一事業を市内で営み、市税を滞納していない方
制度名	茂原市中小企業融資
融資限度額	運転資金=2,000万円 設備資金=3,500万円
融資期間	運転資金=5年以内 設備資金=10年以内
償還方法	元金均等月賦返済
利率	年利2.5%~3.25%
助成制度	利子補給=1.25%~1.625% 保証料=全額助成
受付期間	平成26年3月31日まで
その他	・連帯保証人は原則不要(法人の場合は代表者) ・担保は必要に応じて徴する
受付窓口	市内の金融機関(6行)
お問い合わせ	市商工観光課(6階) ☎(20)1528、FAX(20)1604へ。

災害緊急融資資金の利子の一部を補給

市は、台風26号による被災者が住宅の修繕のため、市内の金融機関等から災害緊急融資等を受けた場合、被災者に対して利子の一部を補給します。

お問い合わせは、市建築課(8階)
☎(20)1588、FAX(20)1606へ。

茂原市台風災害義援金を受付中

台風26号の災害義援金を市役所1階総合案内・会計課・市民課、本納支所、鶴枝公民館、東部台文化会館で受け付けています。

また、義援金口座も開設しましたので、皆様のご支援・ご協力をお願いします。口座振込みで領収書が必要な方は、お問い合わせください。

義援金受付期間 11月29日(金)まで
義援金口座
千葉銀行茂原支店 普通預金 3999798
茂原市台風災害義援金

※千葉銀行本支店窓口振込みのみ手数料無料。
全てのATM・千葉銀行以外の金融機関での振込みは手数料有料です。
※ゆうちょ銀行の振込手数料無料口座・現金書留の郵便料金免除も準備中です。取り扱い開始については、市ホームページをご覧ください。

お問い合わせは、市会計課(2階)
☎(20)1576、FAX(20)1609へ。

生活課に災害相談所を開設

台風26号による被災者からの相談、要望等をお受けしています。

お問い合わせは、市生活課(2階)
☎(20)1505、FAX(20)1600へ。

◆ 各種証明書の無料発行について ◆

り災・被災者を対象とした金融機関の緊急融資や損害保険の申請等で必要とする場合、次の証明書等を無料発行します。手続き方法は、従来と変更ありません。

- 評価額・資産・所得課税・納税の各種証明書
持参するもの=本人確認書類(運転免許証等)、印鑑(法人の場合)
※代理人が申請する場合は委任状が必要となります。

お問い合わせは、市市民課(2階)
☎(20)1577、FAX(20)1609へ。

- 住民票・記載事項証明書等
持参するもの=り災・被災証明書、本人確認書類(運転免許証等)

- 印鑑登録証明書
持参するもの=り災・被災証明書、印鑑登録証
※今回の災害に伴い、印鑑登録を必要とされる方
持参するもの=り災・被災証明書、登録する印鑑、本人確認書類(運転免許証等)

お問い合わせは、
市市民課(2階)
☎(20)1502、FAX(20)1600
本納支所
☎(34)2111、FAX(34)4113へ。